

# 株式会社プレイド 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (商号)

当社は、株式会社プレイドと称し、英文では PLAID, Inc. と表示する。

### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ウェブアプリケーションの企画、開発、販売及び保守
- (2) インターネット、携帯電話網、その他通信回線を利用したデジタルコンテンツ及びアプリケーションソフトウェアの企画、開発、運営、販売、配信、レンタル業
- (3) インターネットによる広告業
- (4) インターネットを利用した各種情報提供サービス業
- (5) インターネットのホームページの企画、設計
- (6) コンピュータシステム、ソフトウェア、ネットワークの企画、設計、開発、販売及び保守
- (7) 電子書籍の企画、制作、出版及び販売
- (8) マーケティングリサーチ業
- (9) 経営コンサルティング業
- (10) 通信販売業
- (11) 飲食店等の店舗運営
- (12) イベントの企画及び運営
- (13) 国内及び外国の会社、組合その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することによる当該会社等の事業活動の支配、管理
- (14) 前各号に附帯関連する一切の事業

### 第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都中央区に置く。

### 第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### 第5条 (公告の方法)

当社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は141,635,600株とする。

### 第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は100株とする。

### 第8条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2） 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第9条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

### 第10条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### 第11条（招集）

1. 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
2. 当社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

### 第12条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

### 第13条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第14条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第15条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第16条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議事録の作成に係る職務を行なった取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

#### 第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第18条（員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

#### 第19条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### 第20条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

#### 第21条（代表取締役及び社長）

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長を定めることができる。

#### 第22条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長とな
2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第23条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第24条（取締役会の決議方法）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第27条（取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

### 第5章 監査役及び監査役会

#### 第28条（員数）

当社の監査役は、5名以内とする。

#### 第29条（選任方法）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第30条（任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時 までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第31条（常勤監査役）

当社は、監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。

#### 第32条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第33条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### 第34条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

#### 第35条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第36条（監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を 含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

#### 第37条（会計監査人の選任）

当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第38条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時 までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会に おいて再任されたものとみなす。

#### 第39条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

### 第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

### 第41条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

### 第42条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第43条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

（附則）

### 第1条（電子提供措置等に関する経過措置）

1. 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を有するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。
3. 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

2022年12月20日改定施行